

## 職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																				
東京法律公務員専門学校名 古屋校		平成9年4月1日	島田 圭一郎	〒 453-0015 (住所) 愛知県名古屋市中村区椿町16番1号 (電話) 052-432-5521																				
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人 立志舎		平成9年4月1日	塚原一功	〒 453-0015 (住所) 愛知県名古屋市中村区椿町16番1号 (電話) 052-432-5521																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																			
文化・教養	文化・教養専門課程	法律ビジネス学科	平成12(2000)年度	-	平成26(2014)年度																			
学科の目的	主に市役所などの事務系公務員を目指す。ビジネスに求められる資格・知識も身につけるため民間企業もを目指すことができる。幅広い職業選択ができるため広い視野を持つ人材を育成することを目的とする。□																							
学科の特徴(主な教育内容、取得可能な資格等)	特徴: 国家公務員高卒程度、地方公務員中級職・初級職などの就職を目指している。 取得可能な資格: 秘書技能検定、ビジネス能力検定、全日本教養知識検定																							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入 1,720 単位時間 単位	260 単位時間 単位	1,680 単位時間 単位	0 単位時間 単位	単位時間 単位	単位時間 単位																	
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)	中退率																				
60 人	28 人	0 人	0 %	0 %																				
就職等の状況	■卒業者数(C) : 12 人																							
	■就職希望者数(D) : 12 人																							
	■就職者数(E) : 11 人																							
	■地元就職者数(F) : 9 人																							
	■就職率(E/D) : 92 %																							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 75 %																							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 92 %																							
	■進学者数 : 0 人																							
	■その他																							
	(令和 6 年度卒業者に関する令和 6 年 5 月 1 日時点の情報)																							
■主な就職先、業界等 (令和6年度卒業生) 名古屋高等裁判所、厚生労働省愛知労働局、防衛省、名古屋矯正管区、大口町、志摩市、名古屋市交通局等																								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載																							
当該学科のホームページURL	<a href="https://all-japan.ac.jp/disclosure/">https://all-japan.ac.jp/disclosure/</a>																							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																							
	<table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>1,940 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>200 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>200 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>20 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>20 単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>0 単位時間</td> </tr> </table>							総授業時数	1,940 単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	200 単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	200 単位時間	うち必修授業時数	20 単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	20 単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間			
	総授業時数	1,940 単位時間																						
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	200 単位時間																						
	うち企業等と連携した演習の授業時数	200 単位時間																						
	うち必修授業時数	20 単位時間																						
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	0 単位時間																						
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	20 単位時間																						
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位時間																						
	(B : 単位数による算定)																							
<table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>単位</td> </tr> </table>							総単位数	0 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した演習の単位数	単位	うち必修単位数	単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位				
総単位数	0 単位																							
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	単位																							
うち企業等と連携した演習の単位数	単位																							
うち必修単位数	単位																							
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	単位																							
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	単位																							
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	単位																							
<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>2 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>2 人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		2 人
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	0 人																						
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	2 人																						
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																						
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																						
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																						
計		2 人																						
<table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>0 人</td> </tr> </table>							上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	0 人																
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	0 人																							

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係																				
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針 国、地方公共団体、企業・業界団体等との連携により、必要となる最新の知識・技術・技能を反映するため、国、地方公共団体、企業・業界団体等からの意見を十分にいかし、カリキュラムの改善等の教育課程の編成を定期的に行う。																				
(2)教育課程編成委員会等の位置付け ※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記 1. 教育課程編成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野について各校ごとに組織する。教育課程編成委員会は、業界関係者、有識者および学園職員で組織する。 2. カリキュラム作成委員会を「IT」「会計」「法律」「ビジネス」「動物」それぞれの分野ごとに組織する。カリキュラム作成委員会は関連する学校・関連する学科ごとの責任者全員で構成する。 3. カリキュラム作成委員会において教育課程を作成する。 4. カリキュラム作成委員会において作成した教育課程を教育課程編成委員会全体会および各学校・各学科ごとの分科会において検討を行う。 5. 教育課程編成委員会は、カリキュラム改善への意見をカリキュラム作成委員会に提言する。 6. カリキュラム作成委員会は、その意見を組織としてカリキュラムの改善を検討吟味し決定する。 7. カリキュラム作成委員会は、教育課程編成委員会の意見を十分に生かし、カリキュラム改善等の教育課程の作成を定期的に行う。																				
(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿 令和6年12月6日現在																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 前</th> <th>所 属</th> <th>任 期</th> <th>種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山本 嘉和 氏</td> <td>愛知県行政書士会 監察委員</td> <td>令和6年4月1日～令和7年3月31日</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>奥村 哲也氏</td> <td>清須市危機管理部危機管理課</td> <td>令和6年4月1日～令和7年3月31日</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>濵澤 太一</td> <td>東京法律公務員専門学校名古屋校 校長</td> <td>令和6年4月1日～令和7年3月31日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>岡本 真之助</td> <td>東京法律公務員専門学校名古屋校 教務部課長</td> <td>令和6年4月1日～令和7年3月31日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	名 前	所 属	任 期	種 別	山本 嘉和 氏	愛知県行政書士会 監察委員	令和6年4月1日～令和7年3月31日	①	奥村 哲也氏	清須市危機管理部危機管理課	令和6年4月1日～令和7年3月31日	③	濵澤 太一	東京法律公務員専門学校名古屋校 校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日	—	岡本 真之助	東京法律公務員専門学校名古屋校 教務部課長	令和6年4月1日～令和7年3月31日	—
名 前	所 属	任 期	種 別																	
山本 嘉和 氏	愛知県行政書士会 監察委員	令和6年4月1日～令和7年3月31日	①																	
奥村 哲也氏	清須市危機管理部危機管理課	令和6年4月1日～令和7年3月31日	③																	
濵澤 太一	東京法律公務員専門学校名古屋校 校長	令和6年4月1日～令和7年3月31日	—																	
岡本 真之助	東京法律公務員専門学校名古屋校 教務部課長	令和6年4月1日～令和7年3月31日	—																	
※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。 (当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「ー」を記載してください。) ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、 地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。) ②学会や学術機関等の有識者 ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員																				
(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期 (年間の開催数及び開催時期) 年2回(9月、1月)																				
(開催日時(実績)) 第21回(令和5年度第1回)令和5年9月8日 名古屋委員会18:00～19:00(うち全体会15分、法律ビジネス学科分科会15分) 第22回(令和5年度第2回)令和5年12月8日 名古屋委員会18:00～19:00(うち全体会15分、法律ビジネス学科分科会15分) 第23回(令和6年度第1回)令和6年9月6日 名古屋委員会18:00～19:00(うち全体会15分、法律ビジネス学科分科会15分) 第24回(令和6年度第2回)令和6年12月6日 名古屋委員会18:00～19:00(うち全体会15分、法律ビジネス学科分科会15分)																				

## (5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

これまで教育課程編成委員会では、①気遣い・気働きのできる人を育てる、②コンプライアンスに関する授業を取り入れる、③入職後のモチベーションを高めるため5年後、10年後の目標を考えさせる、④職業理解を深める取り組みをする等の意見が出された。

これらを踏まえ、①従来のビジネスマナーの授業を一步進めて、多様な社会の中で具体的に何が「気遣い」にあたるのかを学ぶ授業を取り入れ、②コンプライアンス教育を行う企業と連携して授業を行い、③卒業論文を作成する際に就職先のホームページやパンフレット等を使用して5年後、10年後の目標を立てるように指導し、④学生の職業理解を深めるよう、官公庁説明会において事前に官公庁の人事の方と打ち合わせをして内容を充実させていく等、カリキュラムの中に活用してきた。また、これらを評価する単位科目として「職業実務Ⅰ」「職業実務Ⅱ」を新たに設けた。

第13回・第14回教育課程編成委員会において、政策立案能力を高めること、各種分析手法を取り入れること、プレゼンテーション能力を高めるべきとの意見が出た。授業の中に今まで以上に白書研究、グループワーク、集団討論を導入していく。

第15回・第16回教育課程編成委員会において、人との接し方や話し方、電話応対に問題がある職員がいるため、話し方、伝え方の授業を取り入れるべきとの意見が出た。(株)マナーマネジメント名古屋による授業の中にアクションを伴う実践的な内容を導入した。

第17回・第18回教育課程編成委員会において、連携業務やコミュニケーション能力を伸ばすためにプレゼンテーションの授業を導入すべきとの意見が出た。スライドを使ったプレゼンテーション授業をPC実習の中で取り入れた。また、文書作成スキルを向上させるべきとの意見が出た。行政書士会による授業の中で公的文書作成に関する内容を導入を検討する。

第19回・第20回教育課程編成委員会において、文系・理系の枠を超えた知識・教養が求められている。社会情勢など、多くのことを関心を持って学ぶべきとの意見が出た。企業等と連携した授業の中で、社会情勢に関する内容を導入していく。

第21回・第22回教育課程編成委員会において、メンタルヘルス講座を設けるなど、ストレス対処法やストレスについての基礎知識を学ぶことも検討してほしいとの意見が出た。メンタルヘルス講座の導入を検討する。また、スケジュール管理、時間管理など重要度、緊急度で優先順位をつける講座の導入を検討してほしいとの意見が出た。ビジネスマナーの授業の中でこれらの内容を導入する。

第23回・第24回教育課程編成委員会において、令和7年度より開始する専攻制について、探求型学習の課題を設け、グループワークを行うべきとの意見が出た。専攻制の授業の中で実施する。また、少ない財源の中でより良い行政サービスが求められている。公務員として財源の無駄使いをしないような講座を設けるべきとの意見が出た。東海財務局による財政講座の中で導入しているが、加えて個人の金融リテラシーを高めるための講座を検討する。

## 2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

### (1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

国、地方公共団体、企業・業界団体等との連携をとり、より総論的な職業知識から実際的な知識を修得することで、官公庁のニーズに応え、社会や職業に円滑に移行させることを基本方針とする。学生の行政職員としての知識をより実践的なものとするため、実務に関する知識、必要な資質、ビジネスマナーなどを官公庁または関連業界団体と連携し学習する。法律分野担当職員は官公庁の担当職員または関連業界団体講師と事前に打ち合わせを行い、講義の内容についてその骨子を定める。期間中は担当職員が日常的な指導を行い、官公庁担当職員または関連業界団体講師の助言を受けつつ、成績評価・単位認定を行う。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

- ・防衛の現状と陸上自衛隊・航空自衛隊の職務内容について学ぶ。また、基地において部隊研修を受け、自衛官の職務についての理解を深める。これらに基づいてグループディスカッションを行い、防衛問題と自衛隊に対する一層の理解を深める。防衛省自衛隊愛知地方協力本部と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。
- ・税関の役割と貿易の現状について学ぶ。また、税関職員の職務についての理解を深める。これらに基づいてグループディスカッションを行い、税関の役割と税関職員の職務についての一層の理解を深める。財務省名古屋税関と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。
- ・税の現状とライフステージにおける税のあり方について学び、納税者としての意識の向上を図る。また、脱税や税務調査・査察について学び、税務職員の職務についての理解を深める。これらに基づいてグループディスカッションを行い、税に対する一層の理解を深める。名古屋税理士会と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。
- ・公的年金制度の意義と現状について学び、金融リテラシーへの理解を深める。これらに基づいてグループディスカッションを行い、公的年金制度に対する一層の理解を深める。日本年金機構中村年金事務所と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。
- ・国及び地方自治体の財政状況と課題について学び、財政の作用を担う公務員としての意識の向上を図る。また、金融事情や金融トラブルについて学び、金融リテラシーへの理解を深める。財務省東海財務局と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。
- ・働く中で求められるコンプライアンスについて学ぶ。民法上の契約、インターネット上の著作権など、身近な法律問題を事例研究を通して学ぶ。これらに基づいてグループディスカッションを行い、コンプライアンスに対する一層の理解を深める。愛知県行政書士会と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。
- ・日常生活で求められる法律の基礎的知識について学ぶ。制限行為能力者制度、不動産の物権変動、相続など、身近な法律問題を事例研究を通じて学ぶ。これらに基づいてグループディスカッションを行い、身近な法律問題に対する一層の理解を深める。はるか司法書士事務所と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。
- ・自己分析、気遣い・気働き、ビジネスマナーについて学ぶ。また、電話対応やクレーム処理について実技を取り入れ、職場で活躍できる社会人を目指す。これらに基づいてグループディスカッションを行い、一層の理解を深める。株式会社マナーマネジメント名古屋と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。
- ・障がい者の現状について学ぶ。また、障がい者に対する合理的配慮やマナーについて学ぶ。これらに基づいてグループディスカッションを行い、幅広い人々を対象とする行政サービスのあり方についての理解を深める。石坂綜合法律事務所と連携し、定めた学修評価基準に基づき、秀・優・良・可・不可の評価を行う。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企 業 連携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
職業実務ⅠA	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	社会性、公益性の高い職業である公務員の職務について学ぶ。特に公務員を取り巻く内外の最新の状況について学び、求められる公務員像についての理解を深める。また、公務員就職の意欲を高め、就職した後も活躍できる人材を育成することを目指す。	防衛省自衛隊愛知地方協力本部、財務省名古屋税關
職業実務ⅠB	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	身近な公安職である警察官と消防官の職務について学ぶ。そして、犯罪や防災・減災に関する知識を深める。犯罪に対処する警察官の職務について、犯罪の動向、警察官と法律、警察官の職務について学ぶ。それによって、求められる警察官像についての理解も深める。防災・減災対策については、予想される大震災、防災行政の現状、消防官の職務について学ぶ。それによって、求められる行政職員・消防官についての理解を深める。	愛知県警察、減災支援センター
職業実務ⅡB	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	ビジネスマナーを身に付け、対人コミュニケーション能力を向上させることを目標とする。ロールプレイинг演習を通して、対人コミュニケーションについて実務的に学ぶ。公務員就職後は幅広い人々を対象に行政サービスを提供することから、外国人や障がい者へのマナーについても学ぶ。特に障がい者については法的側面からの配慮について学ぶ。	株式会社マナーマネジメント名古屋、弁護士事務所

職業実務 I C	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	働く中で求められる福祉の大切さを学ぶとともに、国民一人一人が幸福を求めることが、そのためには協力することの重要性を理解する。障がい者(講師)、インストラクター、福祉学習サポーター(ボランティア)等による講話や、交流・体験をとおして、障がいや高齢に伴う心身の変化や、その生活を知り、思いやりを育むことを目的とする。体験学習や講師との活動を通して相手のことをよく知り、自分のことを知るという自己理解を深める。	名古屋市中村区社会福祉協議会
職業実務 II D	2.【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	働く上で求められる法律の実践的知識及びコンプライアンスについて学ぶ。特に働く上で守るべき法律、ハラスマント、外国人との共生などについて実例を通して学ぶ。それによってライフプランニング能力やキャリア開発に関する実践的能力を身に付ける。ライフプランニングについては年金制度を通して理解を深める。	愛知県行政書士会、日本年金機構中村年金事務所
3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係			
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記			
教員研修規程に従い、国及び地方公共団体の職務に関する知識の向上をはかり、学生に対して最新の知識と情報を提供する。学生が将来、公務員として実務に役立つ知識を提供するため、関連知識の修得・向上することを基本方針とする。なお、授業及び学生に対する指導力等の修得、向上のための研修等も定期的に行っていく。			
(2)研修等の実績			
①専攻分野における実務に関する研修等			
研修名: 口ヶ地としても活躍!姿勢資料館～保存活用の舞台裏と 専門家による建物の深堀解説	期間: 2024年12月7日	内容: 建造物を文化財として保存する活動に関わった名古屋市職員の取り組みの詳細を学んだ。まちの財産として守り続けることの大切さを学んだ。12月9日教員勉強会で内容を共有。市町の職員を目指す学生への指導に活かす。	連携企業等: 守山生涯学習センター 対象: 法律ビジネス学科教員
研修名: 防衛問題セミナー	期間: 2025年3月18日	内容: 防衛生産・技術基盤の強化の大切さについて学んだ。また、災害時における自衛隊の活動の現状について学んだ。3月19日教員勉強会で内容を共有。国家公務員を目指す学生への指導に活かす。	連携企業等: 防衛省東海防衛支局 対象: 法律ビジネス学科教員
②指導力の修得・向上のための研修等			
研修名: 人権研修(人権擁護の歴史、差別、ハラスマントなど)	期間: 2024年12月23日	内容: 人権問題の歴史と、現代における人権の多様性について学んだ。一人一人の生き方を尊重する社会を実現することの大切さを学んだ。	連携企業等: 愛知県人権推進室等 対象: 法律ビジネス学科全教員

(3)研修等の計画	
①専攻分野における実務に関する研修等	
研修名:	まちづくり、防災対策、社会問題などに関する研修
期間:	令和7年10月～令和8年3月
内容	まちづくり、防災対策、社会問題など、主に地方自治体職員を目指す学生にとって必要な最新の知識・動向について教員研修を適宜行っていく。
②指導力の修得・向上のための研修等	
研修名:	人権研修(差別、ハラスメントなど)
期間:	令和7年10月～令和8年3月
内容	様々な人権問題に関する研修を受講する。
4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係	
(1)学校関係者評価の基本方針 学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画が適切であるか検証するため学校関係者評価委員会を設置する。学校関係者評価委員会は原則として年1回開催し、公表している。	
(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念、目的、育成人材像は規定されているか。</li> <li>・学校における職業教育の特色は何か。</li> <li>・理念、目的、育成人材像、特色などが学生、保護者に周知されているか。</li> <li>・各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか。</li> </ul>
(2)学校運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的等に沿った運営方針が策定されているか。</li> <li>・運営組織や意思決定機能は規則等において明確化されているか、有効に機能しているか。</li> <li>・人事、給与に関する制度は整備されているか。</li> <li>・教務、財務等の組織整備など意思決定組織は整備されているか。</li> <li>・教育活動に関する情報公開が適切になされているか。</li> <li>・情報システム化等による業務の効率化が図られているか。</li> </ul>
(3)教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか。</li> <li>・教育理念、育成人材像や業界ニーズを踏まえた教育機関として修業・年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか。</li> <li>・学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか。</li> <li>・キャリア教育、実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか。</li> <li>・授業評価の実施・評価体制はあるか。</li> <li>・成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。</li> <li>・資格取得の指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか。</li> <li>・人材育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。</li> <li>・職員の能力開発のための研修等が行われているか。</li> </ul>
(4)学修成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職率の向上が図られているか。</li> <li>・資格取得率の向上が図られているか。</li> <li>・退学率の低減が図られているか。</li> </ul>
(5)学生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進路・就職に関する支援体制は整備されているか。</li> <li>・学生相談に関する体制は整備されているか。</li> <li>・学生の経済的側面に対する支援体制は整備されているか。</li> <li>・学生の健康管理を担う組織体制はあるか。</li> <li>・課外活動に対する支援体制は整備されているか。</li> <li>・学生の生活環境への支援は行われているか。</li> <li>・保護者と適切に連携しているか。</li> <li>・高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取り組みが行われているか。</li> </ul>
(6)教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか。</li> <li>・防災に対する体制は整備されているか。</li> </ul>
(7)学生の受け入れ募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生募集活動は、適正に行われているか。</li> <li>・学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。</li> <li>・学納金は妥当なものとなっているか。</li> </ul>

(8)財務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。</li> <li>・予算・収支計画は有効かつ妥当なものになっているか。</li> <li>・財務について会計監査が適正に行われているか。</li> <li>・財務情報公開の体制整備はできているか。</li> </ul>
(9)法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。</li> <li>・個人情報に関し、その保護のために対策がとられているか。</li> <li>・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。</li> <li>・自己評価結果を公開しているか。</li> </ul>
(10)社会貢献・地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか。</li> <li>・学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。</li> <li>・地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等)の受託等を積極的に実施しているか。</li> </ul>
(11)国際交流	評価しない。

※(10)及び(11)については任意記載。

### (3)学校関係者評価結果の活用状況

学校運営に関し、自己点検・自己評価委員会でまとめた評価および改善計画を検証するために、学校関係者評価委員会を開催し企業等の役員、職員の方から指摘を受けた点について次の改善をしてきた。

①「学生から信頼され支持される学校づくり」を基本目標とし、これを受付や教務室・事務室など、目に届きやすいところに掲示し、職員の目標達成の意識向上を図っている。また、職員には毎年人権研修の受講を義務付けるとともに、その他必要に応じて研修・講演・講座等に派遣している。学内においても自己啓発研修を行い、民法・行政法などの法律や、マクロ経済学などの経済学に関する専門分野の知識を深める研修を行っている。②職場では様々な年代とのコミュニケーションが必要になることから、本学独自の学習システム「ゼミ学習」は、同年齢の学生だけでなく、年齢が異なる学生同士が交流する点も評価できるとの意見を頂いた。今後も授業内容を工夫し、ゼミ学習によって一層のコミュニケーション能力向上を図る。③職員は教科指導や学生指導にやりがいを感じていることが伺えるとの意見を頂いた。職員の一層のモチベーション向上を図るために人事考課制度の概要を記した文章を整備した。また、公務員試験指導、資格試験指導、対外活動などで顕著な成果を収めた者はその都度表彰し、モチベーション向上に努めている。④法律学科では、毎年多くの上中級試験の合格者を輩出している実績が評価できるとの意見を頂いた。最終合格者をより多く輩出するためにも、論文試験対策と人物試験対策に力を入れていく。特に人物試験対策では、プレゼンテーションやグループワークなどの実習により、発信力や傾聴力を伸ばし学生の成長を促していく。

このように、学生たちが今後社会人として様々な分野で活躍するための学校運営を継続的に考え、推進していく所存である。

### (4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所 属	任期	種別
松木政憲氏	防衛省自衛隊愛知地方協力本部名古屋出張所 所長 一等陸尉	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	業界関係者
奥村哲也氏	清須市危機管理部危機管理課	令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。  
(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(○ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ))  
URL: [https://all-japan.ac.jp/img/disclosure/nagoya-horitsu/nagoya-horitsu\\_kankeisya.pdf](https://all-japan.ac.jp/img/disclosure/nagoya-horitsu/nagoya-horitsu_kankeisya.pdf)  
公表時期: 令和7年6月20日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

企業等の関係者が本学全般について理解を深めるとともに、連携および協力の推進に資するため、本学の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供する。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の教育方針、特色(愛専各の専門学校案内 以下「専門学校案内」という) 校長名、所在地、連絡先(ホームページ) 学校の沿革(ホームページ)
(2)各学科等の教育	収容定員(ホームページ) 年間のカリキュラム(入学案内書) 目指す資格・検定等(専門学校案内) 公務員の合格(ホームページ) 主な就職先(ホームページ)
(3)教職員	教職員数(ホームページ)
(4)キャリア教育・実践的職業教育	就職支援等の取組状況(ホームページ)
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事への取組状況(ホームページ) 課外活動(ホームページ)
(6)学生の生活支援	学生相談室、就職相談室(ホームページ)
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金の取扱い(ホームページ) 活用できる経済的支援措置の内容等(ホームページ)
(8)学校の財務	事業の概要(ホームページ) 財産目録(ホームページ) 資金収支計算書(ホームページ) 事業活動収支計算書(ホームページ) 貸借対照表(ホームページ)
(9)学校評価	自己点検評価報告書(ホームページ) 学校関係者評価報告書(ホームページ)
(10)国際連携の状況	なし
(11)その他	なし

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法  
(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ))  
URL: <https://all-japan.ac.jp/disclosure/>  
公表時期: 令和7年6月20日

## 授業科目等の概要

必修	(文化・教養専門課程 法律ビジネス学科)			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所	教員	企業等との連携				
	選択必修	自由選択	授業科目名					講義	演習	実験・実習・実技							
								校内	校外	専任							
1	○		社会科学概論Ⅰ	政治経済に関する基本的な知識を正しく理解し、演習問題の解答力を高めることを目指す。	1前	40	2	○	△		○	○					
2	○		社会科学演習Ⅰ	政治経済に関する演習を通して、基本的な知識と概念の総合的な理解を目指す。問題の選定にあたっては、該当分野の理解を深められるよう多角的な視点で検討するとともに、国家公務員試験および地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	1前	20	1	△	○		○	○					
3	○		人文科学概論Ⅰ	日本および世界の人々の生活・文化に関する地域的特色とその動向を、自然環境および社会環境と関連させながら理解することを目指す。世界全体を総合的にとらえ、古代・中世・近代（近世）および現代についての歴史的理解を目指す。	1前	40	2	○	△		○	○					
4	○		人文科学演習Ⅰ	地理、世界史に関する総合的理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	1前	20	1	△	○		○	○					
5	○		自然科学概論Ⅰ	数学、物理に関する基本的な知識を正しく理解し、演習問題の解答力を高めることを目指す。	1前	40	2	○	△		○	○					
6	○		自然科学演習Ⅰ	数学、物理に関する演習を通して、基本的な知識と概念の総合的な理解を目指す。問題の選定にあたっては、該当分野の理解を深められるよう多角的な視点で検討するとともに、国家公務員試験および地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	1前	20	1	△	○		○	○					
7	○		社会科学演習Ⅱ	政治経済に関する基本的な知識を正しく理解し、演習問題の解答力を高めることを目指す。	1後	40	2	△	○		○	○					
8	○		社会科学演習Ⅲ	政治経済に関連する演習を通じて、基本概念の総合的な理解を目指す。演習問題の選定にあたっては、理解を深めるための問題を多角的に検討するとともに、教養知識検定の出題傾向を考慮する。	1後	20	1	△	○		○	○					
9	○		人文科学概論Ⅱ	現代文・英文等に対する読解力・内容把握力・構成力等の基礎を理解することを目指す。日本の歴史の展開を世界的視点に立って理解し、日本の文化・芸術および思想等の特色についての理解を目指す。	1後	20	1	○	△		○	○					
10	○		人文科学演習Ⅱ	文章理解、日本史に関する総合的理解をより一層深めるために、種々の演習問題を多角的に検討し、国家公務員試験・地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	1後	20	1	△	○		○	○					

11	○	人文科学演習Ⅲ	地理、世界史、日本史、国語に関する演習を通じて、基本概念の総合的な理解を目指す。演習問題の選定にあたっては、理解を深めるための問題を多角的に検討するとともに、教養知識検定の出題傾向を考慮する。	1 後	20	1	△	○		○	○		
12	○	人文科学演習Ⅳ	すべての常用漢字を理解し、文章の中で適切に使える能力を身につけ、漢字能力検定準2級合格を目指す。	1 後	40	2	△	○		○	○		
13	○	自然科学概論Ⅱ	数学、化学、生物、地学に関する基本的な知識を正しく理解し、演習問題の解答力を高めることを目指す。	1 後	40	2	○	△		○	○		
14	○	自然科学演習Ⅱ	数学、化学、生物、地学に関する演習を通して、基本的な知識と概念の総合的な理解を目指す。問題の選定にあたっては、該当分野の理解を深められるよう多角的な視点で検討するとともに、国家公務員試験および地方公務員試験の出題傾向を考慮する。	1 後	20	1	△	○		○	○		
15	○	自然科学演習Ⅲ	数学に関する演習を通じて、基本概念の総合的な理解を目指す。演習問題の選定にあたっては、理解を深めるための問題を多角的に検討するとともに、教養知識検定の出題傾向を考慮する。	1 後	20	1	△	○		○	○		
16	○	社会科学概論Ⅱ	政治経済及び時事に関する講義を通じて、基本的な物事や概念の正確な理解を確認するとともに、より高度な知識習得を目指す。同時に、複雑な問題の解決に取り組むことで、人格の涵養を目指す。	2 前	20	1	○	△		○	○		
17	○	社会科学演習Ⅳ	政治経済、公共、時事に関する国家公務員試験および地方公務員試験の過去問題演習を通して出題傾向を分析し、より実践的な知識の習得を目指す。また、演習を通じて各分野における諸問題への理解を深め、実社会の問題にも応用できる能力を養う。	2 前	80	4	△	○		○	○		
18	○	人文科学概論Ⅲ	地理、世界史、日本史、文章理解に関する講義を通じて、基本的な物事や概念の正確な理解を確認するとともに、より高度な知識習得を目指す。同時に、複雑な問題の解決に取り組むことで、人格の涵養を目指す。	2 前	20	1	○	△		○	○		
19	○	人文科学演習Ⅴ	地理、世界史、日本史、文章理解に関する国家公務員試験および地方公務員試験の過去問題演習を通して出題傾向を分析し、より実践的な知識の習得を目指す。また、演習を通じて各分野における諸問題への理解を深め、実社会の問題にも応用できる能力を養う。	2 前	80	4	△	○		○	○		
20	○	自然科学概論Ⅲ	数学、物理、化学、生物、地学に関する講義を通じて、基本的な物事や概念の正確な理解を確認するとともに、より高度な知識習得を目指す。同時に、複雑な問題の解決に取り組むことで、人格の涵養を目指す。	2 前	20	1	○	△		○	○		
21	○	自然科学演習Ⅳ	数学、物理、化学、生物、地学に関する国家公務員試験および地方公務員試験の過去問題演習を通して出題傾向を分析し、より実践的な知識の習得を目指す。また、演習を通じて各分野における諸問題への理解を深め、実社会の問題にも応用できる能力を養う。	2 前	80	4	△	○		○	○		
22	○	職業実務ⅠA	社会性、公益性の高い職業である公務員の職務を理解する。特に公務員を取り巻く内外の最新の状況について学び、求められる公務員像についての理解を深める。そのうえで、公務員就職に対する意欲を高め、就職後においても活躍できる公務員となることを目標とする。	1 前 後	20	1	△	○		○	○	○	

23	○		職業実務 II A	社会性、公益性の高い職業である公務員の職務を理解する。特に公務員を取り巻く内外の最新の状況について学び、求められる公務員像についての理解を深める。そのうえで、公務員就職に対する意欲を高め、就職後においても活躍できる公務員となることを目標とする。	2 前後	20	1	△	○	○	○	○
24		○	判断推理 I	判断推理の問題演習を通じて、問題文で与えられた条件や情報を正確に読み取る文章読解能力やそれらを整理し論理的に思考する問題解決能力を養成し、確実に正答を導き出す解答力を高める。	1 前	60	3	△	○	○	○	
25		○	数的推理 I	数的推理、資料解釈の問題演習を通じて、問題で与えられた条件や情報を正しく読み取る文章読解能力やそれらを整理し論理的に思考し式数を立てて正確かつ速く計算する基礎数学力を養成し、確実に正答を導き出す解答力を高める。	1 前	60	3	△	○	○	○	
26		○	ビジネスマナー I	卒業後の進路選択を考える前段階として、日々の学生生活を有意義なものとする意識の高揚を目指す。ビジネス能力検定3級の学習を通して、社会人として必要とされる基本的なものの見方や考え方・行動の仕方について理解を深め、礼儀・マナーの修得、面接練習等を重視する。	1 前後	40	2	△	○	○	○	○
27		○	判断推理 II	計量以外の図形の問題である空間把握の問題演習を通じて、問題で与えられた立体图形や平面图形の構造を理解、イメージする空間認識能力を養成し、確実に正答を導き出す解答力を高める。判断推理の解答力を維持するために判断推理の復習問題演習も行う。	1 後	60	3	△	○	○	○	
28		○	数的推理 II	的推理の中でも主に图形の計量問題の演習を通じて、基本的な图形の概念、图形の性質や関係を理解したうえで图形を直感的にとらえる発想力や数学的な推論に基づいて考察することで論理的な思考力を養成し、確実に正答を導き出す解答力を高める。資料解釈の解答力を維持するために資料解釈の復習問題演習も行う。	1 後	60	3	△	○	○	○	
29		○	総合人間科学概論 I	法務省専門職員（人間科学）採用試験で出題される社会学、教育学、心理学に関する基礎知識を学んだうえで、公務員試験に出題される問題レベルに対応できる実力を養成する。	1 後	20	1	○	△	○	○	
30		○	職業実務 I B	身近な公安職である警察官と消防官の職務について学ぶ。そして、犯罪や防災・減災に関する知識を深める。犯罪に対処する警察官の職務について、犯罪の動向、警察官と法律、警察官の職務について学ぶ。それによって、求められる警察官像についての理解も深める。防災・減災対策については、予想される大震災、防災行政の現状、消防官の職務について学ぶ。それによって、求められる行政職員・消防官についての理解を深める。	1 前後	20	1	△	○	○	○	○
31		○	職業実務 I C	働く中で求められる福祉の大切さを学ぶとともに、国民一人一人が幸福を求めることが、そのために協力することの重要性を理解する。障がい者（講師）、インストラクター、福祉学習サポートー（ボランティア）等による講話や、交流・体験をとおして、障がいや高齢に伴う心身の変化や、その生活を知り、思いやりを育むことを目的とする。体験学習や講師との活動を通して相手のことをよく知り、自分のことを知るという自己理解を深める。	1 前後	20	1	△	○	○	○	○

32	○	職業実務Ⅰ④	働く上で求められる法律の基礎的知識及びコンプライアンスについて学ぶ。特に、成人年齢引下げ、成年後見制度、不動産取得などに関する法律について実例を通して学ぶ。それによってライフプランニング能力やキャリア開発に関する基礎的能力を身に付ける。ライフプランニングについては年金制度を通して理解を深める。	1 前後	20	1	△	○	○	○	○	○
33	○	キャリアデザインⅠ	官公庁訪問、施設見学ならびに官公庁職員による講演を聞き、5年後、10年後の将来の自分像を具体的にイメージさせることを目標とする。	1 前後	40	2	△	○	○	○	○	
34	○	キャリアデザインⅡ	さまざまな公務員の職種等についての知見を得て、自らが志望する官公庁や職種を決定し、その志望先に就職することができるために必要な情報の収集と分析、整理を行うことで、就職先の理解を深める。	1 前後	40	2	△	○	○	○		
35	○	キャリアプランニングⅠ	働くということと社会人としての心構えなどを踏まえたうえで、自分史などを含めた自己理解を深め、エントリーシート作成のための力を養成する。	1 前後	20	1	△	○	○	○		
36	○	キャリアプランニングⅡ	文章作成の基本をしつかり身につけ、読み手にきちんと伝わる文章を作成できる力を養成する。また、培った文章作成能力を踏まえて、口頭でも相手に自分の考え方等をきちんと伝えことのできる力を養成する。	1 前後	40	2	△	○	○	○		
37	○	コンピュータ演習Ⅰ	コンピュータの仕組みと操作を踏まえたうえで、コンピュータ操作の基本となるタイピング技術の修得とWordによる文書作成の基本操作を身につける。	1 前後	20	1	△	○	○	○		
38	○	判断推理Ⅲ	判断推理、空間把握に関連する国家公務員試験および地方公務員試験の過去問題演習を通じて出題傾向を把握し、より実践的な問題への解答力を高める。	2 前	100	5	△	○	○	○		
39	○	数的推理Ⅲ	数的推理、資料解釈に関連する国家公務員試験および地方公務員試験の過去問題演習を通じて出題傾向を把握し、より実践的な問題への解答力を高める。	2 前	100	5	△	○	○	○		
40	○	総合人間科学演習Ⅰ	総合人間科学Ⅰ学んだ社会学、教育学、心理学に関する基礎知識を踏まえ、法務省専門職員（人間科学）採用試験の過去問題を中心とした社会学、教育学、心理学の問題演習を中心に、公務員試験に出題される問題に対応できる実力を養成する。	2 前	20	1	△	○	○	○		
41	○	卒業研究	専門学校での学習の集大成として、就職先の業界研究や官庁研究など各学生がテーマを考え論文を作成する。	2 前後	160	8	△	○	○	○		
42	○	ビジネスマナーⅡ	ビジネスに必要な基本的なスキルや知識を習得することで、書類管理やスケジュール管理、ビジネス文書の作成の習得する過程で、新しい知識やスキルを身につけ、将来の業務に取り組むことができるよう習得を目指す。また、秘書検定合格を目指す。	2 後	40	2	△	○	○	○		

43		○	コンピュータ演習Ⅱ	Word、Excel、PowerpointといったOfficeソフトの基本操作と活用法を学び、就職後に必要となるPCスキルと身につける。	2 前後	20	1	△	○	○	○	○	○	
44		○	職業実務ⅡB	ビジネスマナーを身に付け、対人コミュニケーション能力を向上させることを目標とする。ロールプレイング演習を通して、対人コミュニケーションについて実務的に学ぶ。公務員就職後は幅広い人々を対象に行政サービスを提供することから、外国人や障がい者へのマナーについても学ぶ。特に障がい者については法的側面からの配慮について学ぶ。	2 前後	20	1	△	○	○	○	○	○	
45		○	職業実務ⅡC	働く中で求められる福祉の大切さを学ぶとともに、国民一人一人が幸福を求めることが、そのために協力することの重要性を理解する。障がい者（講師）、インストラクター、福祉学習サポート（ボランティア）等による講話や、交流・体験を通じて、障がいや高齢に伴う心身の変化や、その生活を知り、思いやりを育むことを目的とする。体験学習や講師との活動を通して、障がい者や高齢者をはじめとする地域に暮らす人々の日常生活課題に目をむけ、現代の社会福祉に対する課題を知る。	2 前後	20	1	△	○	○	○	○	○	
46		○	職業実務ⅡD	働く上で求められる法律の実践的知識及びコンプライアンスについて学ぶ。特に働く上で守るべき法律、ハラスマント、外国人との共生などについて実例を通して学ぶ。それによってライフプランニング能力やキャリア開発に関する実践的能力を身に付ける。ライフプランニングについては年金制度を通して理解を深める。	2 前後	20	1	△	○	○	○	○	○	
47		○	キャリアデザインⅢ	官公庁職員による講演を聞き、さらに官公庁訪問を通じて5年後、10年後の将来の自分像を具体的にイメージさせることを目標とする。	2 前後	40	2	△	○	○	○	○	○	
48		○	キャリアデザインⅣ	自らが志望する官公庁や職種について詳細に調べ、研究することで、志望先の理解を深め、それぞれの志望先に確実に就職できるだけの実力を養成する。	2 前後	40	2	△	○	○	○	○	○	
49		○	キャリアプランニングⅢ	自己分析や官公庁についての研究を踏まえ、定式は押さえたうえで他人とは異なる独創的な内容のエントリーシートの作成をめざす。また、適性試験でしっかり得点でくる実力を養成する。	2 前後	40	2	△	○	○	○	○	○	
50		○	キャリアプランニングⅣ	過去に出題されたテーマを基礎として論作文を作成することができる力を養成するとともに、近年実施されることとの多くなったプレゼンテーションを効果的に行える実力を養うとともに模擬面接を通じて面接対策を行っていく。	2 前後	40	2	△	○	○	○	○	○	
合計					50	科目	97	(1940)	単位	(単位時間)				

卒業要件及び履修方法			授業期間等	
卒業要件： 成績評価において合格した科目的授業時間数の合計が1,720単位時間以上になること、かつ、すべての必修科目的合格があること。			1学年の学期区分	2期
履修方法： コース選択により履修科目が決定する。			1学期の授業期間	20週

（留意事項）

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。